

登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市デジタルサポーター登録制度（以下「本制度」という。）に関して必要な事項を定めることにより、スマートフォン等のデジタル機器（以下「スマートフォン等」という。）の利用に不慣れな市民に対して操作の支援や相談ができる体制を構築し、市民のデジタルデバイドの解消及び利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「デジタルサポーター」とは、スマートフォン等の基本操作に関する助言、操作支援、スマートフォン等の操作に関する教室の開催又は相談窓口の設置等は無償で行う機会をもつ個人又は法人その他の団体（民間事業者、特定非営利活動法人、市民活動団体等）をいう。

(活動内容)

第3条 デジタルサポーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) デジタルサポーターが主催するスマートフォン等の操作に関する教室等における講師又は補助
- (2) 各種団体等が主催するスマートフォン等の操作に関する教室等における講師又は補助
- (3) 日常生活における身近な市民に対するスマートフォン等の操作支援又は自らの店舗若しくは事業所等における市民からの相談対応
- (4) その他市長が必要と認める活動

2 前項各号に掲げる活動は、すべて無償で行うものとする。

(登録要件)

第4条 デジタルサポーターとして登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤若しくは通学する18歳以上の個人であって、スマートフォン等の基本的な操作ができ、前条に規定する活動に熱意を有する者
- (2) 市内に事業所、店舗又は活動拠点を有する法人その他の団体であって、前条に規定する活動を適切かつ継続的に遂行できる能力を有する者

2 前項の規定にかかわらず、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等に関与している者は、登録することができない。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする者は、登別市デジタルサポーター登録申請書（別記様式第1号）に誓約書（別記様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、デジタルサポーター登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、当該申請者に登別市デジタルサポーター登録決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、当該申請者に登別市デジタルサポーター登録不承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（市の支援等）

第7条 市長は、本制度の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）に関する情報を市広報紙、市公式ウェブサイト等を通じて周知するものとする。

（遵守事項）

第8条 登録者は、第3条に規定する活動を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）活動を通じて知り得た個人情報及び秘密を漏らさないこと。
- （2）第3条に規定する活動と、それ以外の有償のサービスとを明確に区分し、市民に誤解を与えないこと。
- （3）第3条に規定する活動に乗じて、特定の通信回線契約の締結、機器の販売、有料の教室又はサービスの加入等、営利を目的とした勧誘を参加者に強要しないこと。
- （4）政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- （5）登録者としての信用を失墜させるような行為をしないこと。

2 前項第1号の規定は、登録者がその登録を辞退し、又は取り消された後も、同様とする。

（市の関与）

第9条 第3条に規定する活動は、登録者の自主的かつ自発的な協力により行われるものであり、当該活動に伴い発生した事故又は当事者間のトラブル（機器の破損、データ消失、契約に関する認識の相違等を含む。）について、市長は一切の責任を負わないものとする。

（登録事項の変更）

第10条 登録者は、第5条の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに登別市デジタルサポーター登録事項変更届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の辞退）

第11条 登録者は、登録を辞退しようとするときは、登別市デジタルサポーター登録辞退届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- （1）第4条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- （2）第8条に規定する遵守事項に違反したとき。
- （3）偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が登録者として不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に登別市デジタルサポーター登録取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（登録の抹消）

第13条 市長は、第11条の規定による辞退の届出があったとき、又は前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者を登録簿から抹消するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

登別市長 様

（申請者）
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
担当者氏名（法人・団体のみ）

登別市デジタルサポーター登録申請書

登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第5条の規定に基づき、誓約書を添えて次のとおり登録を申請します。

登録区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人・団体
連絡先	電話番号： メールアドレス：
広報等掲載情報※	（個人の場合は、公表可否を選択してください。） 氏名：可・不可 電話番号：可・不可 メールアドレス：可・不可
	（法人・団体の場合） 名称又は店舗名： 住所： 電話番号： 対応可能な内容： （例：基本操作、SNSの使い方、マイナンバーカード申請補助など）
備考・特記事項	

※広報等掲載情報は、市広報紙、市公式ウェブサイト等で公表する場合があります

年 月 日

登別市長 様

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

誓約書

私は、登別市デジタルサポーター登録制度（以下「本制度」という。）への登録申請に当たり、登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

なお、本誓約に違反したことにより登録を取り消された場合、一切の異議を申し立てません。

記

- 1 登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等に関与していません。
- 2 本制度に基づく活動を通じて知り得た参加者の個人情報及び秘密を厳守し、第三者に漏洩しません。なお、登録を辞退し、又は取り消された後も同様とします。
- 3 本制度に基づく活動は、すべて無償で行います。
- 4 本制度に基づく活動とそれ以外の有償のサービスとを明確に区分し、市民に誤解を与えません。
- 5 本制度に基づく活動に乗じて、参加者の意に反する特定の通信回線契約の締結、機器の販売、有料の教室又はサービスの加入等、営利を目的とした強引な勧誘を行いません。
- 6 本制度に基づく活動において、政治的活動又は宗教的活動を行いません。
- 7 登別市及び本制度の信用を失墜させるような行為、又は市民に不快感を与えるような行為を行いません。
- 8 本制度に基づく活動中に参加者との間で事故又はトラブル（機器の破損、データ消失、契約に関する認識の相違等を含む。）が発生した場合は、自らの責任において誠実に対応し、登別市に一切の迷惑をかけません。
- 9 本制度の目的を達成するため、登別市が、申請者が個人の場合は登別市デジタルサポーター登録申請書（以下「申請書」という。）において公表を「可」とした情報を、申請者が法人その他の団体の場合は申請書に記載した名称又は店舗名、住所及び連絡先を市広報紙、市公式ウェブサイト等において公表することに同意します。

別記様式第3号（第6条関係）

登 第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

登別市長

登別市デジタルサポーター登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市デジタルサポーターの登録については、登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、登録を決定しましたので通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 活動に当たっての留意事項

- （1）活動を行う際は、登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第8条に規定する遵守事項を厳守してください。
- （2）活動中に発生した事故又はトラブルについては、自らの責任において誠実に対応してください（市は当該事故等に一切関与しません。）。

別記様式第4号（第6条関係）

登 第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

登別市長

登別市デジタルサポーター登録不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市デジタルサポーターの登録については、登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第6条第2項の規定に基づき、不承認としたので通知します。

記

1 不承認の理由

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

登別市長 様

（届出者）
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
担当者氏名（法人・団体のみ）

登別市デジタルサポーター登録事項変更届

登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更が生じたので届け出ます。

記

変更年月日	変更事項

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

登別市長 様

（届出者）
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
担当者氏名（法人・団体のみ）

登別市デジタルサポーター登録辞退届

登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第11条の規定に基づき、登録を辞退したいので届け出ます。

記

1 辞退の理由

別記様式第7号（第12条関係）

登 第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

登別市長

登別市デジタルサポーター登録取消通知書

あなたが受けている登別市デジタルサポーターの登録については、登別市デジタルサポーター登録制度実施要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消しの理由